# 第2回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成30年11月13日(火) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 303会議室
- 3 出席委員 山口会長、中村副会長、西村委員、田中委員、山本委員、川上委員、 神田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員
  - · 健康增進課 伊原健康增進課長、大作課長補佐、冨樫係長
  - · 誘致推進課 大津誘致推進課長、遠藤課長補佐
  - 障害者支援課 小西健康福祉部次長兼障害者支援課長、岩本課長補佐、矢口課 長補佐、白井係長、時田係長
  - ・保 育 課 浅水子ども家庭部次長兼保育課長、根本課長補佐、近藤主任主 事
  - ・流山本町・利根運河ツーリズム推進課 井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長、秋葉課長補佐
- 6 事務局 安井財政部長、高崎財政調整課長、福吉課長補佐、加茂副主査、 淀江主事、加藤臨時職員
- 7 傍聴者 なし
- 8 議 題
- (1) 対象補助金のヒアリング(1日目)
  - ① 受動喫煙防止対策助成金(健康増進課)
  - ② 立地企業等協力金 (誘致推進課)
  - ③ 就労支援施設利用者負担助成金(障害者支援課)【12月補正含む】
  - ④ 私立保育所等AED設置事業補助金(保育課)
  - ⑤ 私立幼稚園AED設置事業補助金(保育課)
  - ⑥ 流山花火大会事業補助金(流山本町・利根運河ツーリズム推進課)
- (2) その他

## 開 議 9時30分

# (山口会長)

ただいまから、第2回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、全員出席ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。

本日から2日間にわたりヒアリングを行いますが、日程表にありますとおり、本日は、6件の補助金についてヒアリングを行います。

時間に限りがございますので、進行についてご協力をお願いいたします。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

# (事務局)

本日の配付資料は、次第の他に評価表を配付しましたので評価のメモにご活用ください。また、12月補正分の実行プラン1件「就労支援施設利用者負担助成金」が障害者支援課から市単独補助の増額として出ておりますので資料を配付しております。

なお、この補助金については新年度分も増額で出ておりますので、併せてヒアリングの時に説明しますので、よろしくお願いします。

私からは以上です。

## (山口会長)

わかりました。

それでは、ヒアリングを始めますので最初の課を呼んで下さい。

# 【健康増進課 入室】

### (山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

健康増進課につきましては、「受動喫煙防止対策助成金」について説明をお願いします。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

### (伊原健康増進課長)

「受動喫煙防止対策助成金」について、説明させていただきます。

国は、職場における受動喫煙防止対策の一環として、平成23年10月から「受動 喫煙防止対策助成金」制度を開始し、中小企業事業主に対し、喫煙室の設置等費用の 一部助成を行っています。

流山市は、平成24年3月に「流山市受動喫煙防止対策助成金交付規則」を制定し、 国の「受動喫煙防止対策助成金」の交付決定を受けた、市内に存する旅館、料理店又 は飲食店を営む事業主で、市税を滞納していない方を対象に、受動喫煙の防止を図る ため、喫煙室の設置等を行った事業主に対して、対象経費の4分の1、上限額200 万円を限度として、助成金の交付を行っています。

現在までの実績としては、平成26年度に1件申請があり、757,000円を助成しましたが、今のところ実績としてはこの1件のみです。

平成31年度の予算要求にあたっては、実績を基に、1件分で百万円の予算を計上 しているところです。

公益性につきましては、多数の方が利用する飲食店等で、望まない受動喫煙の防止を図るため、喫煙室の設置を行うことで、市の基本方針である「健康で明るい暮らしづくり」の推進につながるものと捉えております。

公平性につきましては、中小企業事業主を対象としていることから、多くの飲食店 等を対象にしているところです。

必要性についてですが、経営規模の小さい飲食店等にとっては、喫煙室の設置に係る費用の負担は重いことから、費用の一部を助成することで、受動喫煙の防止対策の推進を図るものです。

続きまして効果ですが、喫煙室の設置等が進むことで、望まない受動喫煙の防止が 図られ、非喫煙者の健康被害の防止が期待されます。

適切性ですが、流山市における受動喫煙防止を図るため、規則に基づき、国の「受動喫煙防止対策助成金」の交付確定通知書や実績報告書等を確認のうえ、適切に対応してまいります。

なお、健康増進法の一部を改正する法律が、平成30年7月25日付けで公布され、 望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該 施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理権限者が講ずべき措置等に ついて定められたところです。

健康増進法の改正により、飲食店は原則屋内禁煙になりますが、喫煙専用室を設置することで喫煙が可能となります。

また、施行期日は、喫煙室の設置に関して、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日となっており、違反者について、罰則規定も設けられました。

今のところ、政省令等は公表されていませんが、今後、政省令が施行されれば、喫煙室を設置する場合の、構造及び設備等たばこの煙の流出を防止するための技術的な基準が明らかとなり、喫煙室の設置が進むものと考えております。

私からの説明は、以上です。

### (山口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

#### (西村委員)

前から言っていますが、なぜ進まないのですか。

# (伊原健康增進課長)

確かに、実績は1件と少ないのですが、以前に行ったアンケート調査では中小企業の経営状況が厳しい中での費用負担が大きいことや、健康増進法が制定されてから改正の声が多くあったことから、動向を見ていたということがあると思います。

### (西村委員)

それは、流山市特有の問題ですか。

### (伊原健康増進課長)

中小企業などの小さな店舗では、費用負担が大きいというのは全国的に見ても同じだと思います。

### (西村委員)

施設(店舗)の規模によって喫煙室を設置しなくてもよいというような、免除の規 定などはないのですか。

# (伊原健康増進課長)

今回の健康増進法改正においては、一定期間の猶予措置として店舗面積100㎡以下の小規模の飲食店においては、次に法律で定める日までの間は禁煙か喫煙かを選択できるという猶予規定があります。

# (山口会長)

法に基づいてやらなければならないという中で、予算要求額の100万円の根拠が 実行プランの算出基準を見ても希薄だと思うのですが。

#### (伊原健康増進課長)

国では、設備に係る費用が100万円から400万円程度と見ており、4月に改正された国の受動喫煙防止対策助成金によりますと、国の助成金が上限で100万円、市町村が費用の4分の1で(最大400万円の費用とし)これまでの実績も加味し、助成額100万円としたものです。

### (山口会長)

実績が少ないにしても、事業を推進していこうとしている中で1件分の予算要求は 少ないと思いますが。

### (伊原健康増進課長)

まだ、国の政省令などの細かいガイドラインが出ておりませんので、まずは1件出させていただき PR を図っていきたいと考えました。

#### (山本委員)

今後のオリンピックのことや、これまでの健康増進法の改正の流れなどからすると 分煙や禁煙はますます厳しくなると思いますので、急に増やすよりも少しずつ周知的 にやるのも良いのではないかと思いますが、いかがですか。

### (伊原健康増進課長)

ご指摘のとおりだと思います。

これから、もっと PR をして1件でも多くの事業者に協力をいただいて、これから示されるガイドラインを見ながら、今後について考えていきたいと思います。

## (山本委員)

改修や設置などの対象となりそうな中小企業の数はどの位ですか。

### (伊原健康増進課長)

数の把握は現在しておりませんが、これから県や市町村それぞれの責務が細かくでてくると思います。その中で統一の調査様式や調査方法も示されると思いますので、そこで正式な調査をすることになります。

平成22年度当時のアンケート調査とは大きく状況が変わっておりますので、現状での数は把握できていません。

# (川上委員)

喫煙室の設置というのは喫煙席とは違うということですね。

## (伊原健康増進課長)

もっぱらタバコを吸うための煙が外に漏れない部屋を設置するものです。そこでの 飲食も原則できません。

電子煙草の取り扱いは少し違います。

### (川上委員)

喫煙席を設けた場合でも煙は出ますので、それに要した費用に対しての補助はない のですか。

## (伊原健康増進課長)

受動喫煙の防止という観点での対策で、吸わない方が煙を浴びないという観点での 規則整備であり対策ですので、それは対象になりません。

### (田中委員)

屋外での喫煙というのは考えておらず、喫煙室を造るというのが主ですか。

# (伊原健康増進課長)

この助成金に関しては受動喫煙防止のための煙の出ない喫煙室を設けるのが対象ですが、健康増進法の改定では屋外(敷地内)であっても学校や病院では禁煙としており、屋外を全く除外視しているものではありません。

### (西村委員)

新しく店舗を造るときに喫煙室を設ける人と、すでに店舗を出していて改修で喫煙室を設ける人とは同じ補助金の対象になりますか。

### (伊原健康増進課長)

新規の飲食店に関しては、受動喫煙防止法で最初から受動喫煙防止の措置を講じなければならないとなっております。

### (山口会長)

ですから、そこにお金は出ないですね。

### (伊原健康増進課長)

はい、既存の飲食店が喫煙室を造る場合だけです。

### (山口会長)

他になければ、以上で健康増進課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

# 【健康増進課 退室】 【誘致推進課 入室】

### (山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。 それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

誘致推進課につきましては、「立地企業等協力金」について説明をお願いします。 説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「補助金として創設した理由」等 について、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、 簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、 よろしくお願いいたします。

# (大津誘致推進課長)

立地企業等協力金についてご説明させていただきます。

立地企業等協力金は、企業立地の優遇制度の1つで、平成18年に策定した「流山市企業立地の促進に関する条例」を本年6月議会において議会の承認を経て改正し、「企業等立地促進奨励金」、「雇用奨励金」、「環境配慮型設備設置費助成金」に加え、新たに創設した奨励金です。

これまでの奨励金は、立地した企業に対するもので、現在までの実績は4社となっています。

企業立地の奨励金に対する評価といたしましては、昨年の審議会の答申で、「事業 は妥当であるが、今ひとつ事業実績が伸びていない感がある」との評価を受けていま す。

本市では、つくばエクスプレスの開業以降、高い交通利便性と緑豊かな環境、子育て支援などの施策により、人口は順調に増加しているところであります。

一方、企業誘致の現状としましては、市内に工業系に活用できる土地が少ないこと や、つくばエクスプレス沿線エリアの人気は高いものの、地価が高くまとまった土地 が得られないなどの課題を抱え、立地に至らないケースが多い状況にあります。

企業立地に対する奨励金交付で期待する効果は、既存の市内の各種産業の振興に良い影響を与え、市民の雇用機会が拡大し最終的には市税等の増収につなげるというものです。今後の市制運営を安定的に維持、さらに向上させていくためには、安定的に自主財源を確保していく方策として企業立地を促進する必要があると考えております。

このような状況から、企業の立地を促進するため、立地する企業に土地又は建物等を賃貸する不動産所有者に対して、奨励金を交付する「立地企業等協力金」を創設したところであります。

今回の条例改正では、人口が急増している本市において、特に15歳未満の年少人口は、過去10年間で約7千5百人あまり、5年後には4千4百人以上増加する見込

みとなっており、年少人口の急増期を迎えています。市では、安心して子どもを産み 育てる環境の充実を図るため、優遇制度の対象業種に産科・小児科の一般診療所を加 えました。

また、これまでの企業の立地形態としましては、土地は借地でも取得でもよいのですが、事業所となる建物は、「購入型」でなければ認められませんでした。今回の条例改正では産科・小児科などの立地形態を踏まえ「賃借型」を対象とすることとしました。

「立地企業等協力金」についてですが、交付要件としまして、企業に対する奨励金の交付要件を満たした立地企業に対して、土地又は建物を賃貸するもので、対象となる業種は、総合工事業や、製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、バイオ、ナノテクノロジー、ロボット等先端技術関連のほか、特に産業の振興に寄与すると市長が認めたものに加え、今回の条例改正で追加された「産科・小児科の一般診療所」となっております。

また、税を完納していることが条件で、事業所の固定資産税、都市計画税収納額に 相当する額を3年間交付するものです。

今回の条例改正については、平成30年7月2日以降に立地する企業に対し適用されるもので、「立地企業等協力金」に関する今年度の交付はありません。

平成31年度は、流山おおたかの森駅西口で本年9月に立地した小児科と西平井・ 鰭ヶ崎地区で12月に立地が予定されている病院の小児科部門が交付対象で、平成3 1年から平成33年の3ヵ年の交付予定です。

これまでご説明させていただきましたように、本奨励制度につきましては、企業等立地促進奨励金とあわせて、企業誘致を進める上で大変重要な役割を果たすものと考えております。特に、新たに創設した「立地企業等協力金」は不動産所有者に対する優遇策で、他市の制度と比較して優位となります。

今後の市制運営を安定的に維持していく上で、企業の立地による市税の増収、市民の雇用機会の拡大等は不可欠なものと認識し、新たに創設した本制度を今後も積極的に活用してまいりたいと考えております。

続きまして、補助金等審査の判断基準に沿って説明させていただきます。

公益性については、市の施策としては5節2項工業の強化と新たな産業の創造にあたるもので、協力金を交付することにより、市が立地を進める対象の新たな企業が立地して、資産を投下し、市税収入の増加、市民雇用が増加すること、また間接的には産業の活性化、地域経済の活性化がもたらされるなど、十分な公益性があるものと考えております。

公平性については、立地企業等協力金は、地主様への企業誘致の動機付けとして交付するもので、その目的である企業誘致自体は、広く市民に利益をもたらすものと考えています。また、交付期間も3年間と限定的なものです。

必要性と効果については、TX沿線の区画整理事業での土地造成も進み、地主様の土地活用も活発になってきています。そのような中で地主様のテナントや土地賃貸を

後押しする必要があります。特に今回の条例改正で交付対象となって誘致を進める市 民ニーズの高い小児科は、テナントビルに入る形態が多いため、このような協力金が 必要であり、企業誘致に有効に繋がるものと考えています。

適切性については、来年度からの実施になりますので、まだ実績はありませんが、 誘致した企業が順調に経営されていることが、効果として挙げられると考えています。 説明は、以上となります。よろしくお願いします。

### (山口会長)

ありがとうございました。

何か質問がありましたら、お願いします。

企業立地等促進奨励金の方は来年度の見込みはありますか。

## (大津誘致推進課長)

これまで4社あって、来年度は3社あります。

# (遠藤課長補佐)

立地企業等協力金は不動産所有者以外の企業者側も対象となりますので、企業者側にも立地企業等促進奨励金が交付されます。

### (山口会長)

固定資産税と都市計画税に対する助成なので、今年、立地した企業が来年度の対象になるということですね。

### (遠藤課長補佐)

平成31年度の対象は2社で、1社は9月に立地しておりますが、も51社は12月に立地の予定です。

# (山口会長)

申請はどのような手続きで行われるのですか。

### (遠藤課長補佐)

優遇制度の対象なのか、不動産所有者や企業者様から事前相談をいただき、税を納めていただいた後に申請の手続きとなります。

# (山口会長)

不動産所有者が土地を有効に使いたいという時に、このような協力金の制度があるということをどのように PR していますか。

#### (大津課長)

条例の改正をしてから、市の広報や区画整理だよりにより対象となる企業の範囲など PR しています。

# (西村委員)

タウンミーティングなどで市長がPRしている「母になるなら流山」という政策によって、その世代の人口増があり産科や小児科を対象にしたということですか。

### (大津課長)

立地企業奨励金は工場や製造業、先端技術などを招いて資産を投下してもらい、市民雇用を増やしてもらう重厚長大というものがありましたが、今回の条例改正では人

口増で産科や小児科の一般診療所が足りないということで、市民目線でこのようなものを対象に加えております。

### (西村委員)

流山市内の産婦人科はどの位あって、他市と比較しての統計というものはありますか。

# (大津課長)

市内の産科・婦人科は6か所あり、その中で分娩ができるのは4か所です。

全国的に医者不足が叫ばれていますが、千葉県や埼玉県では小児人口に対する小児科 医の数が少ないと言われておりますし、近隣市と比べても医師一人に対する小児人口 は多くなっているので、このことは解消しなくてはいけないと思っております。

## (田中委員)

土地所有者、不動産所有者の優遇措置ということですが、病院を新たに造る方に対する優遇措置は無いのですか。

### (大津課長)

一般診療所で10人未満の雇用者を持つ産科・小児科を造る方も対象企業になっていますので土地をお貸しいただく方にも協力金がありますし、この建物を造る方は立地企業奨励金の対象となります。

土地所有者には、固定資産税・都市計画税相当額を協力金として出し、入ってくる 診療所が設備投資したものに対しては立地奨励金で支払うことになります。

#### (山本委員)

今現在、不動産所有者が土地をテナントなどにあまり活用しないという状況があって、それを促進するという理解でよろしいですか。

# (大津課長)

区画整理により土地の造成が進んでおり活用できる土地が増えておりますが、街全体としては駅前など区画が出来ていないところもあります。土地所有者の方も取りあえず駐車場を造るなどしておりますが、駐車場ばかりではなく街のにぎわいなどが見られる施設の立地を後押しする意味で不動産活用を促進したいと考えています。

#### (神田委員)

交付期間を3年とした理由は何ですか。

#### (大津課長)

土地を買われて立地する企業には、大金を投じるということで5年間奨励金を出しておりますが、賃貸方式では少し差をつけて3年にしております。

# (遠藤課長補佐)

これまで建物は購入型しか認めておりませんでしたが、医療系ではテナントタイプが多いことから、そのようなものも認めていこうということになりました。

また、テナントタイプは施設を購入するよりは投資額が少ないということで3年としました。

サブリース方式のものは対象になりますか。

## (遠藤課長補佐)

新市街地地区で立地した小児科は3階建てのテナントビルの一角に入居しております。また、西平井地区鰭ヶ崎地区に12月に立地する予定の病院は建物自体を不動産オーナーが建設しており病院が借りております。

そして、この病院には色々な診療科目が入っており、その中の小児科だけが対象になります。

# (川上委員)

この補助金の目的からすると産科・小児科に限定して対象とするのは目的から外れると思いますが。

# (遠藤課長補佐)

企業等立地促進奨励金の対象施設として産科・小児科に限定して入れていますが、 この対象科目では医師不足の問題等があり医療機関の負担が大きいということから、 これを軽減することが急務と考え対象を限定しております。

### (川上委員)

他の科目を対象としないというのは公平性に欠けるのでは。

## (大津課長)

今回の条例改正した中では、市の政策として「子育てにやさしいまちづくり」として小児人口増している現状を鑑みて、産科・小児科を特出しして対象としました。

## (川上委員)

事業機会の拡大を図り産業の振興に寄与するという目的になっているので、目的と 違うものが入っているというのは否めないですね。

### (遠藤課長補佐)

これまでの条例では、そのような目的になっていますが6月の条例改正で新たな視点を取り入れまして「市民福祉の向上」を目的に加えさせていただきました。

### (川上委員)

そのような視点が入っているのであれば分かりました。

土地を譲渡した場合も協力金は出るのですか。

#### (大津課長)

他市では出しているところもあるようですが、譲渡した場合は土地所有者に所得が 入りますので、本市の場合は賃貸の場合のみです。

# (山口会長)

他になければ、以上で誘致推進課のヒアリングを終了します。 ありがとうございました。

【誘致推進課 退室】

【障害者支援課 入室】

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。 それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

障害者支援課につきましては「就労支援施設利用者負担助成金」について、平成30年度12月補正分も併せて説明をお願いします。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

# (小西障害者支援課長)

就労支援施設利用者負担助成金について、ご説明いたします。

この補助金については、平成29年9月27日の補助金等審議会からの答申において、『評価A』とされ、内容としましては、「妥当である。」とされたものです。

本助成金は障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型を就労支援施設として定め、就労支援施設利用により発生した自己負担1割について、経済的負担の軽減及び就労意欲の維持向上を目的に、利用者の負担に対し助成するものです。

就労移行支援は一般就労を目指す障害者に対し、パソコンスキルの向上やコミュニケーションの練習など一般就労に必要なスキルを訓練し、障害者雇用を含む一般就労に結び付けるサービスです。就労継続支援A型は事業者と雇用契約を結び通所するサービスで、最低賃金が保障されています。就労継続支援B型は、雇用契約は結ばず通所し、軽作業や内職、喫茶などの作業を行うために通所するサービスで工賃が発生します。

なお、利用者のうち障害者本人及びその配偶者に前年度収入があり、市民税課税となっている場合には1割負担が発生します。

趣旨目的については、就労移行支援施設、就労継続支援施設に通所する障害者の利用料自己負担分を助成することにより、障害者の就労意欲の向上、雇用及び社会参加など自立促進を図るものです。

効果につきましては、利用料の自己負担分を助成することで、障害者及びその家族の経済的負担を軽減し、就労意欲を維持向上させることができ、障害者の自立を図ることができるものです。

平成31年度の予算要求額は234万1千円、前年度からの増額の理由としては、 自己負担の発生するサービス利用者が増加していることによるものです。

次に、補助金審議会の判断基準の公益性については、障害者の就労支援施設利用者の自己負担額1割を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、自立の促進を図るものです。

公平性については、対象者は障害者総合支援法に基づく就労移行支援及び就労継続 支援の支給決定を受けた障害者であり、就労支援施設で働く障害者の工賃水準は依然 として低く、サービス利用料の1割負担を助成することは、市民の理解が得られるものと考えます。

必要性については、前年度に就労していた障害者が、再就職のために就労支援施設を利用する際に、前年度の収入により自己負担が発生する場合があり、その利用料の自己負担分を補てんすることにより、就労意欲の向上、自立の促進を図るためであります。また、自己負担額の発生が原因で、障害者が必要なサービスの利用辞退を防ぐためにも、本助成は必要であります。

効果については、障害者が就労支援施設を利用する場合に、利用料の自己負担分を 助成することにより、就労意欲の向上及び自立の促進を図ることができます。

適切性では、負担金助成規則により適正な事務処理を図っております。

次に、増額の要因につきましては国による障害者に対する就労支援の強化により、就労支援施設を利用する障害者が増加しています。また、前年度企業等に就労していて収入のあった障害者が離職し、再び就職を目指し、ハローワーク等で再就職活動をするだけでなく就労支援施設での訓練を利用する傾向が見られます。それにより、1割負担が発生する利用者が増えています。平成30年12月補正において、今年度中に増となった2名分及び新規利用見込み1名を含め82万1千円を増額し、今年度補正予算額も含め163万9,824円として補正を組ませていただき、利用者に対し適正な助成を行うものです。そうしたことから、こうした状況をふまえ、平成31年度予算の計上に当たりましては、実績の伸び率(1.427)を基に計上させていただきました。

この制度は、サービス利用の際の自己負担を助成することにより、障害者の就労意欲の向上、雇用及び自立の促進を図ることができ、利用者負担増が原因となって必要なサービスの利用辞退を防ぐためにも、本助成は必要であると考えます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

# (山口会長)

ありがとうございました。

何か質問がありましたら、お願いします。

### (田中委員)

33名から53名へ、20名の増加ということですが要因は何ですか。

### (小西障害者支援課長)

養護学校を新規で卒業した方もいますが、今現在は在宅で、就労したくても一般企業での就労に結び付いていない方もいます。

また、就労A型施設が市内に増えてきたのも要因です。

### (神田委員)

施設が増えてきたということですが、具体的な数はどの位ですか。

#### (小西障害者支援課長)

平成28年度で2か所、平成29年度2か所、平成30年度1か所で、計5か所増 えております。

A型施設と雇用契約を結ぶときの内容というのはどのようなものですか。

# (小西障害者支援課長)

詳しく見たことはないのですが、週何日勤務とか1日何時間勤務など、障害の程度によって状況が違いますので、個々の労働条件と賃金的には895円の最低賃金が契約に含まれるものと思います。

# (山口会長)

最終目標は一般企業への就職だと思いますが、どのような状況ですか。

# (小西障害者支援課長)

市の就労支援センターで訓練を受けている障害者で、一般の労働に従事できそうな 方にはセンター職員が一緒に一般企業を訪問し就職に結びつけたりしていますが、人 間関係など色々な問題で継続的な就労には結びつけるのが難しい現状もあります。

# (山本委員)

算出基準の中で担当課は過去3年間の伸び率を1.427と見ていますが、この助成金は12年経過していて利用が伸びたのはここ3年で指数関数的な伸びを示していますが、年度途中で補正が必要になるようなことになりませんか。

### (小西障害者支援課長)

当初は障害者自立支援法で利用者は1割負担で支払っていたのですが、法改正があり課税世帯でなければ利用料は全額国の負担ということになったので助成金が少なかったのですが、最近になって就労A型施設が増えてきました。利用者は以前に就労していた方が多く課税世帯で1割負担のため、ここ数年の伸び率が増えております。

また、今後も就労 A 型施設は増えていくと予測して同じ伸び率で積算したものです。 (山口会長)

他になければ、以上で障害者支援課のヒアリングを終了します。 ありがとうございました。

【障害者支援課 退室】

【保育課 入室】

# (山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

保育課につきましては、「私立保育所等AED設置事業補助金」「私立幼稚園AED設置事業補助金」2件の補助金がありますが、同じAED設置に関する補助金ですので2件一緒に説明をお願いします。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

### (浅水保育課長)

初めに、私立保育所等AED設置事業補助金について、ご説明いたします。

事業概要については、私立保育園が賃貸借契約によりAEDを設置した場合、賃貸借料の2分の1(年額5万円を上限)を補助するものです。

目的については、私立保育園へのAEDの導入を促進し、安心安全な保育を図るものです。

効果については、安心安全な保育を促進することで、子育てにやさしいまちづくり を推進することができます。

平成31年度予算額については、195万8千円であり、前年度より20万6千円の増額となります。

増額理由としましては、平成31年度に保育園が3園新設されることにより、補助対象施設が3園増加となる見込みのためです。

次に、過去の補助金等審議会からの答申内容については、平成29年12月27日の答申の総合評価は「A評価」であり、内容としましては「本補助金は、保育児童の安全・安心等のため、初期救命に効果のあるAEDを設置する私立保育所に対し、その設置・リースに要する費用の一部を補助するものであり、補助の必要性は理解できる。増額は私立保育所の増設に伴うものであり、妥当である。なお、本審議会が検討を要望していた補助限度額について予算要求に反映されていることについては評価したい。」とのコメントをいただいていています。

この評価に対しての担当課の見解としましては、「子育てにやさしいまちづくり条例」の理念を考慮し、今後もAEDの導入を進めていくためには本補助金制度が必要であると考えています。

また、以前より審議会から検討要望があった「補助限度額の設定について」は、今後も子どもの安全・安心等を図ることを第一に考えながら補助限度額の設定をしたものです。

今後も児童の健康維持、子どもの安全・安心等を図ることを第一に考えながら事業 を継続していきたいと考えています。

次に、補助金審査の判断基準についてでありますが、公益性については、流山市が 掲げている「子育てにやさしいまちづくり」の目的に適っていると考えています。

公平性については、補助の対象は私立保育園で、使用対象は第一に入所児童となります。補助金の目的から、私立保育園に特権的な恩恵を与えるものでは無いと考えています。

必要性については、心室細動の際、初期にAEDを使用することで、救命の確率が高くなることから必要であると考えています。

効果については、安心安全な保育の促進に効果があると考えています。

適切性については、交付要綱に基づき適正に事務処理を行っています。

次に、私立幼稚園AED設置事業補助金について、ご説明いたします。

初めに、事業概要については、私立幼稚園が賃貸借契約によりAEDを設置した場合、賃貸借料の2分の1 (年額5万円を上限)を補助するものです。

目的については、私立幼稚園へのAEDの導入を促進し、安心安全な幼児教育の促

進を図るものです。

効果については、安心安全な幼児教育を促進することで、子育てにやさしいまちづくりを推進することができます。

平成31年度予算額については、40万円であり、前年度より6万3千円の増額となります。

増額理由としましては、市内私立幼稚園 1 0 園のうち、例年本補助金を活用している園は8 園ございます。この8 園が平成3 1 年度に新たなリース契約を締結する可能性が高いことから、必要経費が上がる可能性があります。このため、予算が不足する事態を避けるため、平成3 1 年度については、予算額を増額の上、事業を執行したいと考えております。

算定の根拠としては、1園当たりの補助上限額5万円×実績のある8園とし、合計40万円と見積もっています。

次に、過去の補助金等審議会からの答申内容については、平成29年9月28日の答申の総合評価は「A評価」であり、内容としましては「事業自体の必要性は認められることから、妥当とするが、以前から指摘している再リース等の消耗品については、各園の自助努力とならないか等についての対処方策等が依然見られない。引き続き検討を要望する」との評価コメントをいただいていています。

この評価に対しての担当課の見解としましては、「子育てにやさしいまちづくり条例」の理念を考慮し、今後もAEDの導入を進めていくためには本補助金制度が必要であると考えています。

審議会から要望がありました「再リース等の際の消耗品の更新等については各園の自助努力とならないか等について」は、園がAEDの導入を今後も継続していただくことを考慮し、現行の制度を維持していきたいと考えています。しかし、リース額については、今後契約額の変更もあることから、補助上限額を年額5万円と定め、事業を執行してまいります。

実行プランシートでは「今後、~行うこととする」と記載していますが、すでに平成30年度から、上限額を定めております。

今後も児童の健康維持、子どもの安全・安心等を図ることを第一に考えながら事業 を継続していきたいと考えています。

次に、補助金審査の判断基準についてでありますが、公益性については、流山市が 掲げている「子育てにやさしいまちづくり」の目的に適っていると考えています。

公平性については、補助の対象は私立幼稚園で、使用対象は第一に入園児童となります。補助金の目的から、私立幼稚園に特権的な恩恵を与えるものでは無いと考えています。

必要性については、心室細動の際、初期にAEDを使用することで、救命の確立が高くなることから必要であると考えています。

効果については、安心安全な幼児教育の促進に効果があると考えています。 適切性については、交付要綱に基づき適正に事務処理を行っています。 説明は、以上となります。よろしくお願いします。

# (山口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

# (川上委員)

これまでAEDが使われた実績はありますか。

# (浅水保育課長)

今のところ、ありません。

### (中村副会長)

補助金の上限を設定したことによって、幼稚園側からどのような意見(反応)がありましたか。

# (浅水保育課長)

今年度から保育所と同様に上限を設定させていただいたことを説明し、特段大きな 意見はなく理解を得られました。

# (田中委員)

私立幼稚園10園の内8園が補助を受けておりますが、残りの2園はAEDを設置していないのですか。

# (浅水保育課長)

1 園は設置しておりませんが、もう1 園は保育所と庭を挟んで併設されており保育所側に設置されております。

# (山口会長)

子どもの安心安全ということで設置については理解できるのですが、消耗品の交換とか自助努力でできる部分もあるのではないかと思うのですが、幼稚園の経営は厳しいという状況は変わらないのでしょうか。

また、上限額を設けることで支出をそこに合わせてしまうということにならないで しょうか。

# (浅水保育課長)

2分の1補助で上限5万円ということですが、経費を支払っている事実を確認した 上で補助しますので、そのようなことにはならないと考えます。

また、幼稚園の経営状況という点では、今後の幼児教育無償化や消費税10パーセントなど社会変化の中で、どのような影響を受けるのか状況を見ながら補助制度の在り方なども考えていかなければならないと思っています。

### (山口会長)

保育所も運営は厳しいのでしょうか。

#### (浅水保育課長)

流山市は都内に近いものの、公定価格の単価は、都内に比較して低く設定されています。しかしながら、都内に対抗しながら保育士の確保を行わなければならないなど、

運営は厳しい状況と考えます。

### (山本委員)

実行プランの算出基準の中で園によって単価が違うのはなぜですか。

### (根本課長補佐)

園毎に契約をしており、それぞれ機種や性能の違い、同じ機種でもリース会社が違うなどがあり単価の差が出ております。

# (川上委員)

賃貸借契約の中にAEDの使い方についての研修も含まれていますか。

# (浅水保育課長)

各園の賃貸借契約の中に研修が含まれているか確認はしておりません。

しかし、各法人の中で避難訓練などを通して救命の実施なども行われていると思いますが、今後は、そのような部分も確認できればと思います。

# (山口会長)

他になければ、以上で保育課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

# 【保育課 退室】

【流山本町・利根運河ツーリズム推進課 入室】

## (山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

流山本町・利根運河ツーリズム推進課につきましては、「流山花火大会事業補助金」 について説明をお願いします。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」等について説明し、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## (井戸ツーリズム推進課長)

流山花火大会事業補助金について説明させていただきます。

流山市は、都市を経営していくために定住人口の増加と交流人口の増加に向けた取り組みを行っています。

その中で、私たちの部署では、観光施策をとおした交流人口の増加に向けた取り組みを行っております。

交流人口の増加の取り組みの一つとして、イベント事業を実施しており、その中で の最大の集客数を誇るものが流山花火大会です。

流山の夏の風物詩として市内はもとより首都圏に有名な大会として、大勢の方に来場いただき、地域活性化及びシティプロモーションとしての指標となっております。 三郷市との同日開催や有料観覧席導入、シャトルバス運行、花火と音楽がシンクロするスカイミュージカル花火など、特徴ある大会として認知され、有料観覧席は発売 早々に完売するほどの人気となっております。

なお、今年度の来場者は過去最高の約17万人でした。同時開催の三郷市の11万人と合わせますと28万人となりました。

また、42回も続く伝統ある花火大会であり、市民の郷土愛の醸成とふれあいの場の創出としての一助となっております。

次に、補助金増額の理由ですが、オリンピック・パラリンピックや人手不足からの 資材費や人件費の高騰により、会場設営費や警備費に不足が生じることから、安心安 全な大会運営のため増額させていただきました。

特に、2020年のオリンピック・パラリンピック開催に伴い、東京都より警察官の派遣依頼があることから、花火大会への派遣は、警察の警備体制が縮小せざるを得ない状況となります。31年度は「2分の1」、32年度は「3分の1」になってしまうとのことです。よって、自主警備強化の徹底を依頼されており、警備員の人員増が必要なり、特に警備費にかかる予算の比重が大きくなります。

次に、答申に対する当課の実施状況ですが、平成29年度の答申で、Aの評価を頂きました。指摘事項としては、「必要性は認めるが、できるだけ市の補助を逓減化するために、催事収入増を図ることとのご指摘」を受けております。

収入増につきましては、今年度新たに始めたこととして、大手飲料企業から協賛い ただきスカイミュージカル花火を実施し、歳入確保に努めたところです。

次に、5つの基準に対する説明ですが、公益性については、先程申し上げましたように、市の都市経営上の方針である「交流人口の増加」に向けて取り組む一つとして、 魅力的なイベントの開催というツーリズム施策の重要な柱となる補助金であります。

公平性については、老若男女問わず楽しめる全市民が対象となる広い範囲の事業であり、流山の大きな魅力の一つとして、地域愛の醸成に寄与するものと考えております。

必要性については、伝統ある花火大会であり、今や流山の夏の風物詩として、市内外から多くの来場者にお越しいただいており、地域活性化に大きく寄与しているものと考えます。

大多数の方が、無料で観覧するイベントで、歳入確保には限界があります。また、 今後は来場者の安全を確保するための警備・設備費などの財政面を含めた市の関与、 フォローが必要不可欠であると考えます。

効果については、市内最大の集客を誇るイベントとなっており、地域経済の活性化 及び地域愛の醸成に寄与しています。

安全な大会運営のため、警備・設営に補助金を活用しています。

適切性については、歳入確保について、有料観覧席、メッセージ花火、折り込みチラシの広告協賛、商店連合会・自治会などの募金活動による財源確保に努めています。 更には、平成30年度は、大手飲料企業からスカイミュージカル花火の広告協賛を確保しています。

説明は、以上となります。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

### (中村副会長)

スカイミュージカルの協賛広告費はどの位の収入になりますか。

また、来場者数はどのように計っていますか。

### (井戸ツーリズム推進課長)

1社130万円ですが、半分は花火の経費になりますので実質の収入は65万円程度になります。

来場者数については、一定のエリアを区画分けした表を作成し計るとともに、公共 交通機関の通常時からの増加数などを基に積算しております。

# (山口会長)

警備などの関係で補助額が100万円増えますが、警備は民間警備会社への委託ですか。

# (井戸ツーリズム推進課長)

警備につきましては、警察にお願いするとともに警備業者に委託しておりますが、 来年再来年はオリンピック・パラリンピックの関係で警察官の派遣が縮小されますの で、その分自主警備の警備員経費が増額となります。

また、100万円の増加の中には人件費や資材の高騰による会場設営費の増も含まれています。

# (山口会長)

オリンピック・パラリンピックが終われば警察の派遣は増やしてもらえるのですか。 そして、自主警備が減らせれば経費は以前の状態に戻りますか。

### (井戸ツーリズム推進課長)

オリンピック・パラリンピックが終われば警察の協力も以前のようになると思いますが、警備員の人件費が昨年よりも1人千円以上増額しておりますので、今後も増えていくものと思います。

# (山口会長)

収入を増やせば補助は減らせると思いますが、観覧席を拡張することは難しいのですか。

#### (井戸ツーリズム推進課長)

今以上に有料観覧席を増やすことは、土手の規模からも難しいです。

### (田中委員)

他市の花火大会では個人メッセージを入れた花火をやっているところもあります がどうですか。

### (井戸ツーリズム推進課長)

本市でもやっております。

1本3万円ですが半分以上は花火代になりますし、申し込みも5から6本です。

# (田中委員)

補助金では700万円ですが花火大会全体ではいくら位の予算になりますか。

(井戸ツーリズム推進課長)

歳出で3千万円程度になります。

### (中村副会長)

来場者数が昨年度に比べ1.5倍に増えた要因は何だと思いますか。

# (井戸ツーリズム推進課長)

要因について詳しくは分析できていませんが、三郷市との同日開催などで認知度が 上がってきたことや、その時の天候などで増えたと思います。

今は、危険な状態と言えるくらい増えました。

## (中村副会長)

来場者が増えれば飲食の売り上げにも影響が出ると思いますので、そのようなお店に寄付を募ることも考えられませんか。

# (井戸ツーリズム推進課長)

市内の商工業者を中心とした出店をしており、そこからは出店料をいただいております。

### (山口会長)

他になければ、以上で流山本町・利根運河ツーリズム推進課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

# 【流山本町・利根運河ツーリズム推進課 退室】

# (山口会長)

以上で本日のヒアリングを終了します。来週21日は残り7件のヒアリングを行いますのでよろしくお願いします。

また、評価表につきましては29日までに事務局に提出してください。

以上で、第2回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

# 閉 議 11時43分

流山市補助金等審議会 会長 山口 今朝勝